

令和6年能登半島地震で被害を受けた蔵元に対する義援金を受け付けています

令和6年1月10日

平素から当業界に何かとご支援をいただき誠にありがとうございます。

日本酒造組合中央会では、令和6年能登半島地震による被害が甚大かつ広範囲に及んでいることから、皆様方からの被災蔵元に対する義援金を受け付けています。

皆様の温かい御支援をお願い申し上げます。

■義援金窓口

銀行名：三井住友銀行日比谷支店 普通預金 No.8 6 4 6 6 9 1

口座名：日本酒造組合中央会 義援金口 会長 大倉 治彦

(ニホンシュゾウクミアイチュウオウカイ ギエンキンクチ
カイチョウ オオクラハルヒコ)

- * この義援金については、「国等に対する寄附金」ではなく一般の寄附金となり、税制上の特典の対象となりませんので、個人が支出する義援金については寄付金控除の対象とならず、法人が支出する義援金については損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となることにご留意願います。
- * 義援金に対する受領証が必要な方は、別紙様式により日本酒造組合中央会までご連絡ください。確認後、後日、受領証を郵送いたします。

■よくあるご質問

- Q. 今回の義援金はどのように使われるのですか？
- A. お預かりした「義援金」につきましては、被災された蔵元が所属する各県酒造組合を通じて、被災された組合員（蔵元）へ届けます。広範囲に被害が及んだことから、配分方法は被害状況を勘案し、「日本酒造組合中央会（理事会）」において配分の額を決定いたします。

【 別 紙 】

令和6年 月 日

日本酒造組合中央会 総務部 行
(FAX : 03-3501-6018)
(mail : t.tsukada@japansake.or.jp)

令和6年能登半島地震に対する義援金の拠出について（受領証の発行依頼）
（* 受領証が不要な場合は、この用紙の提出は不要です。）

令和6年 月 日付にて義援金の送金をいたしましたので、受領証の発行をお願いいたします。

1. 義援金拠出金額 : ¥ —
2. 受領証のあて名 :
3. 受領証の送付先 : (住所) 〒
(名称)

メール送付にてご希望の場合は、メールアドレス（楷書体）でご記入ください。
(メールアドレス)